破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第７８０号
千葉市若葉区大草町441番地90
債務者　有限会社誠洋建装
代表者取締役　齋藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　祐輔
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後２時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２８号
千葉市稲毛区作草部２丁目２番20号
債務者　株式会社ベイシティモバイル
代表者代表取締役　山本　順一
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　秀行
4　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８６７号
千葉県野田市上花輪1248番地の１
債務者　有限会社ウォータースポット
代表者代表取締役　小林　悦郎
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　筒井　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２４９号
横浜市港北区新吉田東３丁目５番18号
債務者　株式会社小熊建設
代表者代表取締役　小熊　真吾
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越川　純哉
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９３号
静岡県藤枝市田沼１丁目１番15―407号エンブル・シティ藤枝
債務者　株式会社Ｔ’Ｓ　ＫＥＹ　ＰＬＡＮＮＩＮＧ
代表者代表清算人　佐伯　　崇
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧田　晃子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９１２号
名古屋市守山区小幡３丁目３番14号
債務者　株式会社みどりの杜
代表者代表取締役　渡邉　基志
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３５号
熊本市東町４丁目16番７―506号
債務者　株式会社熊健開発
代表者代表取締役　赤城　賢治
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　光也
4　破産債権の届出期間　平成24年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午前10時
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１６６号
神奈川県鎌倉市常盤648番４
債務者　株式会社ケイズコーポレーション
代表者代表取締役　福田　和哉
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊澤　一美
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前10時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６７号
横浜市中区元浜町３丁目21番地２
債務者　有限会社ケイアンドエス
代表者代表取締役　福田　和哉
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊澤　一美
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前10時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３７号
静岡県焼津市上泉1811番地
債務者　福与工業株式会社
代表者代表取締役　福與　金作
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　隆広
4　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９０号
奈良県天理市田部町350番地の１
債務者　株式会社菅野組
代表者代表取締役　片岡　和子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　智巌
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午前10時
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
大分県宇佐市院内町香下184番地の２
債務者　川面建設株式会社
代表者代表取締役　川面　泰三
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西畑　修司
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月26日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８７号
広島県呉市本通５丁目２番６号
債務者　有限会社川西鮮魚店
代表者代表取締役　川西　貞幸
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　晃志
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第７１８号
熊本市龍田町弓削1037番地20
債務者　株式会社山勇建設
代表者代表取締役　山下　　勇
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下雅裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午後２時
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３５６号
愛知県豊川市西豊町２丁目101　エスポアハイム206号、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊川市二見町２番地セジュール二見Ｂ棟201号
債務者　有限会社パノラマクラフト
代表者代表取締役　鈴木　康嗣
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由田　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午前11時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部